

第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

【金融円滑化に係る当金庫の基本方針】

1. 基本方針

諏訪信用金庫は、地域社会の繁栄と発展に奉仕するという経営理念のもと、地域密着型金融の推進とともに地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

その為には、地域の健全な事業を営む事業者及び個人のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、貸付条件の変更等の申込があった場合これまでと同様にお客様が抱えている問題を十分把握した上でその解決に向けて真摯に取り組むこと、並びに地域の事業者のお客様の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことが、事業地域が限定された協同組織金融機関である当金庫の最も重要な社会的使命の一つであると考えております。

当金庫は、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に、本方針を定め、金融円滑化措置の適切な把握をする為の体制整備を図ってまいります。

2. 金融円滑化の取組方針

- (1) お客様からのお借入の申出や、お借入の条件変更等のご相談等には真摯な対応を心掛け、可能な限り対応を講じるよう努力いたします。
- (2) お客様にとって必要と判断した場合には、お客様の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善を行うよう努めます。
- (3) お客様からのお借入の申出や、お借入の条件変更等のご相談等には、可能な限り丁寧に説明いたします。
- (4) お客様からのお借入の申出や、お借入の条件変更等に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情について適切な対応に努めます。
- (5) お客様からのお借入の条件変更等のご相談等に際しては、他の金融機関とのお取引状況等をお聞きし、可能な限り把握したうえで、適切に対応いたします。
- (6) その他地域密着金融の推進に必要な事項の取組みに努めます。

3. 金融円滑化措置にかかる管理体制

(1) 理事会の役割

- ・理事会は、金融円滑化管理に関する方針を定めた本方針を定め、金融円滑化管理の実効性を確保するため、「金融円滑化管理責任者」を選任するほか、理事会、常勤役員会及び金融円滑化管理責任者の役割を定めた「金融円滑化管理規程」の策定を行います。
- ・また、本方針及び金融円滑化管理規程は、理事会において決定し、定期的または必要に応じて随時、これを見直すものとします。
- ・また、金融円滑化の状況を的確に認識し、金融円滑化の適正な管理体制の整備・確立を行います。

(2) 常勤役員会の役割

- ・常勤役員会は金融円滑化管理責任者からの報告に基づき、金融円滑化管理に関する事項を協議し、重要な事項については理事会に付議・報告するものとします。
- ・また、金融円滑化の状況を的確に認識し、金融円滑化の適正な管理体制の整備・確立を行います。

(3) 金融円滑化管理責任者と金融円滑化管理部門の設置

- ・融資部の担当理事を金融円滑化管理責任者とし、融資部を金融円滑化管理部門とします。
- ・金融円滑化責任者は金融円滑化管理の適切性の確保に向けて、各部門・責任者に対する指示・監督を行います。
- ・金融円滑化責任者は金融円滑化の実施状況について定期的または必要に応じて随時、常勤役員会に報告します。

(4) 各営業店の金融円滑化に関する責任者

- ・各営業店及びしんきん住宅ローンセンターの部店長等を金融円滑化に関する各店責任者とし、金融円滑化の整備・強化を行います。

(5) 苦情相談窓口

- ・金融円滑化に関する相談窓口を各営業店、しんきん住宅ローンセンター及び本部融資部へ設置しお客様からの問い合わせ、相談、要望及び苦情についての対応を行う体制とします。

4. 金融円滑化にかかる他の金融機関との連携

- ・複数の金融機関からお借入を行っているお客様からお借入条件の変更等の申し出をいただいた場合には、守秘義務の遵守、お客様の同意を前提に、お客様がご利用されている他の金融機関や政府系金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、信用保証協会等との緊密な連携をはかり、円滑な対応に努めます。
- ・また、事業再生ADR手続きの実施依頼の確認、企業再生支援機構からの債権買取申込等に対しても、当該関係者と緊密に連携し、適切な対応に努めます。